

○時鐘樓跡

此の時鐘は、舊藩中の時鐘にて、東照宮の門脇、甚右衛門坂の傍にあり。故に世俗に權現堂の時鐘と呼べり。抑、此の時鐘の起原は藤田安勝筆記に、承應の頃と覺候。金澤に初めて時鐘被仰付。其の頃中村久越小松にて、今程金澤には時鐘被仰付宜き事に候よし申上候へば、何の能き事有之候哉。時鐘無之候ても成々に成る物也。世の中作法等宜しく成るゆゑ、時鐘も無之候へば難叶やうに何も存する也。今金澤には有之、小松にはいまだ不申付候へども、何の用事の閑き候事も有之候哉と御意被遊。其の時久越、御尤成儀之由御請申上ぐ。とあり。今按するに、右は利常卿小松養老中の事にて、此の時綱紀卿未だ幼少にて、利常卿國務を攝し給へるなれど、小松には時鐘も置かれざりし事知るべし。文政五年十二世金龍公、竹澤殿に養老し給ひ、別に時鐘を置かるゝもの實に時節とやいふべし。三州志來因概覽附録に云ふ。城鐘の起原は、承應元年なり。其の在所不詳也といへども、權現堂門邊か。元祿元年七月三日、權現堂門邊に在りし時鐘を越後第内に轉じ、寶曆の災後復權現

堂門邊へ轉ず。此の後二丸に轉じ、今復故の權現堂門邊に轉ず。とあり。平次按するに、元祿に移轉の事は、葛卷昌興自記に、元祿元年七月三日、甚右衛門坂、上御宮、邊鐘樓に有之鐘、當分被移越後屋敷。是頃日豐姫君御煩敷、金屋々敷御座所へ響く故如此。とあり。年譜に、享保十年二月、金澤越後屋敷之時鐘今度鑄直り、當月五日八つ時より時鐘替る。鶴丸に有之早鐘を、時鐘之所に懸り、早鐘之代りは、天徳院の時鐘懸り、四月十五日に時鐘出來、如元越後屋敷に掛くる。と見え、森田盛昌の咄隨筆には、享保九年に時鐘鑄直方、白髭前釜屋彦九郎に被命。翌十年春古鐘をおろし、三月四日大割をなし、四月十五日鑄立出來、同廿六日越後屋敷の時鐘へ揚りけるに、如何なる事にや、此鐘損じけん。三年とも過ぎざるに、享保十二年の夏千日町平井但馬守と云ふ鑄物師に被命、同冬出來し、十月十八日越後屋敷の時鐘へ揚る。とあり。按するに、時鐘を鑄直しける事は、此の後も度々なれど、其の年月詳かならず。故に爰に略す。

○鐘樓番人詰所

鐘樓の傍にあり。十二冊定書に載せたる寛延二年の割場

格帳に、時鐘撞き最前は定番足輕相勤め、不足人有之時は、割場より加人指遣し、吉田傳左衛門等支配致し來る處、傳左衛門等死去後は、割場奉行之支配に相成り、時計修覆方等及指圖由記載す。同格帳に、御城内外足輕番所之儀は、先年は川勝久左衛門・吉田傳左衛門等支配仕、定番足輕にて爲相勤。とも見られたれば、時鐘の事も此の人々支配せしと聞ゆ。湯淺祇庸の藩國官職通考に、微妙公の時、定番足輕の老人に三人扶持、銀百五十目賜はり、城中の直番を勤めしむ。是を定番足輕と云ふ。元祿以來、吉田傳左衛門支配定番足輕と云ふ有り。といへり。舊藩中は、右の如く輕卒をして鐘撞き方爲主附有之處、廢藩後明治五年四月地所の區分を立て、金澤區會所へ下渡に相成り、民費割當を以て在來の如く報時する處、此の地陸軍省の所轄と成るを以て、同九年四月尾山神社の隣地なる金澤區務所へ移し、于今至り同所に鐘樓を置き、報時する事と成りたり。

○甚右衛門坂

此の門は時鐘樓の傍にあり。甚右衛門坂口の城門にて、舊藩中は足輕番所あり。寶永頃の諸士への達書に甚右衛門坂

御門際まで乗物・乘馬に而罷出人々有之。向後坂下に而下馬・下乗有之様、諸頭中へ可申談。尤土橋御門御番人中などへも、頭々より演述可致と云々。右は六月の月付なれど、年曆未だ詳かならず。

○甚右衛門坂

此の坂は城中の北口にて、北丸の出口也。昔城中に本源寺ありし頃、美濃の浪士平野甚右衛門と云ふ者、城中に寓居しけるが、敵當城を攻めける時、此の坂中にて苦戦して討死せり。故に坂名に呼べりと云ひ傳へたり。三州志來因概覽附録にも、甚右衛門坂は、古へ本源寺尾山在城の時、美濃の浪士平野甚右衛門當城に寄宿しけるが、天正八年佐久間盛政攻めたつるを以て、此の坂中にて數度奮闘して死す。因りて此の坂名を得ると云ふ。一説に、此の坂の上に篠塚甚右衛門と云ふ者の第あり。瑞龍公二萬石を扶す。其の後乞骸して奥州に去る。因りて此の坂名ありと。二説併考すべし。とあり。平次按するに、篠塚甚右衛門が事は、三州名跡誌に、昔此坂の上に篠塚甚右衛門と云ふ武士居住し、利長卿より二萬石合力せられ、後奥州へ退去するよし